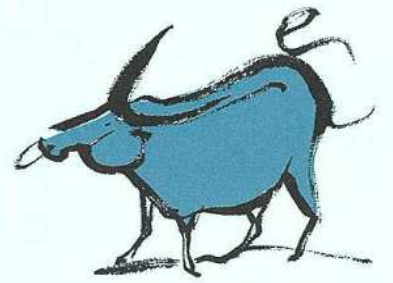


令和3年

税のこよみ



(一社) 所沢法人会

主な申告期限等

表中、以下の表記は、() 内の税を表します。

- ※ 決算法人の確定申告
(法人税及び地方法人税・消費税及び地方消費税・法人県民税並びに法人事業税及び地方法人特別税・法人市町村民税・法人の事業所税)
- ※ 所得税 (所得税及び復興特別所得税)

<p>1月 JANUARY</p>  <p>★ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出期限 (本年最初に給与の支払を受ける日の前日)</p> <p>10日 ○ 12月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (日曜日・祝日のため、1月12日)</p> <p>20日 ○ 納期の特例適用者の源泉所得税額の納付 (7月~12月)</p> <p>31日 ○ 11月決算法人の確定申告 ○ 5月決算法人の中間申告 ○ 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告 ○ 源泉徴収票の受給者への交付 ○ 法定調書の合計表・源泉徴収票・支払調書の提出 ○ 給与支払報告書の提出 (各市町村長) ○ 固定資産税の償却資産に関する申告 ○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第4期) ○ 新型コロナウイルスによる固定資産税軽減の申告提出 (日曜日のため、2月1日)</p>	<p>2月 FEBRUARY</p> <p>★ 贈与税の申告と納付 (2月1日から3月15日) ★ 所得税の確定申告と納付 (2月16日から3月15日) ★ 個人県民税及び市町村民税の申告 (同上) (なお、所得税の確定申告書を提出した者は、申告不要)</p> <p>10日 ○ 1月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>28日 ○ 12月決算法人及び決算期の定めのない人格のない社団等の確定申告 ○ 6月決算法人の中間申告 ○ 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告 ○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第4期) (日曜日のため、3月1日)</p> 	<p>3月 MARCH</p> <p>10日 ○ 2月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>15日 ○ 所得税と贈与税の申告と納付 ○ 所得税の確定申告税額の延納届出期限 ○ 個人県民税及び市町村民税の申告 ○ 個人事業税の申告</p> <p>31日 ○ 1月決算法人の確定申告 ○ 7月決算法人の中間申告 ○ 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告 ○ 個人事業者の消費税の申告と納付</p> 
<p>4月 APRIL</p>  <p>1日 ○ 自動車税 (種別割)・軽自動車税 (種別割)の賦課期日</p> <p>10日 ○ 3月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (土曜日のため、4月12日)</p> <p>15日 ○ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出 (4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった者があつた時・・・関係の市町村に提出)</p> <p>下旬 ○ 所得税の振替日 ○ 個人事業者の消費税の振替日</p> <p>30日 ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間申告 ○ 5月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告 ○ 公共法人等の県民税及び市町村民税均等割の申告</p>	<p>5月 MAY</p> <p>10日 ○ 4月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>31日 ○ 3月決算法人の確定申告 ○ 9月決算法人の中間申告 ○ 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告 ※ 個人県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 (特別徴収義務者経由納税義務者への通知期限) ○ 自動車税 (種別割)・軽自動車税 (種別割)の納付 ○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第1期分) ○ 所得税確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 ○ 個人事業者の消費税の中間申告 (第1四半期分)</p> 	<p>6月 JUNE</p> <p>10日 ○ 5月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 ○ 住民税特別徴収税額の納付 (納期の特例事業者)</p> <p>15日頃 ○ 所得税予定納税額の通知</p> <p>30日 ○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間申告 ○ 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告 ○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第1期) (但し均等割のみの者は、6月に全額納付)</p> 
<p>7月 JULY</p>  <p>10日 ○ 6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 ○ 納期の特例適用者の源泉所得税額の納付 (1月~6月分) (土曜日のため、7月12日)</p> <p>15日 ○ 所得税予定納税額の減額申請期限 (第1期)</p> <p>31日 ○ 5月決算法人の確定申告 ○ 11月決算法人の中間申告 ○ 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告 ○ 所得税予定納税の納付 (第1期) ○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第2期) (土曜日のため、8月2日)</p>	<p>8月 AUGUST</p> <p>10日 ○ 7月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>31日 ○ 6月決算法人の確定申告 ○ 12月決算法人の中間申告 ○ 9月・12月・3月決算法人の消費税の中間申告 ○ 個人事業税の納付 (第1期) ○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第2期) ○ 個人事業者の消費税の中間申告 (半期分・第2四半期分)</p> 	<p>9月 SEPTEMBER</p> <p>10日 ○ 8月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>30日 ○ 7月決算法人の確定申告 ○ 1月決算法人の中間申告 ○ 10月・1月・4月決算法人の消費税の中間申告</p> 
<p>10月 OCTOBER</p> <p>10日 ○ 9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (日曜日・祝日のため、10月12日)</p> <p>31日 ○ 8月決算法人の確定申告 ○ 2月決算法人の中間申告 ○ 11月・2月・5月決算法人の消費税の中間申告 ○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第3期) (日曜日のため、11月1日)</p> 	<p>11月 NOVEMBER</p>  <p>★ 税を考える週間 (11日から17日まで)</p> <p>10日 ○ 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>15日 ○ 所得税予定納税額の減額申請期限 (第2期)</p> <p>30日 ○ 9月決算法人の確定申告 ○ 3月決算法人の中間申告 ○ 12月・3月・6月決算法人の消費税の中間申告 ○ 所得税予定納税額の納付 (第2期) ○ 個人事業者の消費税の中間申告 (第3四半期分) ○ 個人事業税の納付 (第2期)</p>	<p>12月 DECEMBER</p>  <p>★ 給与所得の年末調整の時期 (本年最後の給与の支払をする時)</p> <p>10日 ○ 11月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 ○ 住民税特別徴収税額の納付 (納期の特例事業者)</p> <p>31日 ○ 10月決算法人の確定申告 ○ 4月決算法人の中間申告 ○ 1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告 ○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第3期) (年末のため、1月4日)</p>

※ 消費税の中間申告税額は、直前の課税期間の確定消費税額 (国税分の年税額) により、次の区分により申告・納付を行うこととなります。

直前の課税期間の年間確定消費税額 (国税分)	48万円以下	400万円以下 ↑ 48万円超	4,800万円以下 ↑ 400万円超	↑ 4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要(注)	年1回	年3回	年11回

なお、年11回の消費税の中間申告については、「税のこよみ」の表記を省略しています。

(注) 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出することにより、自主的に申告・納付することができます。

※ 期日や期限については、各税法、各地方団体の条例や納税通知書などでも必ず確認をしてください。

※ 該当部分にマーカーで印をつけると便利です。